

## 継続

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和6年3月31日まで) |
| 有効期間   | 二種(令和6年3月31日まで) |

警察庁丁教厚発第217号  
令和5年3月15日  
警察庁長官官房教養厚生課長

警察大学校副校長  
科学警察研究所総務部長  
皇宮警察本部副本部長  
各管区警察局総務担当部長  
各管区警察学校長  
警視庁警務部長  
警視庁警察学校長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
庁内各課長

新型コロナウイルス感染症への感染防止を踏まえた職場教養における術科訓練の推進について(通達)

職場教養における術科訓練については、現場警察官の執行力を維持・強化するため、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策と訓練実施時における安全管理を徹底した上で、地域の感染状況等を踏まえつつ創意工夫を凝らして推進されたい。その推進に当たっては、被疑者を的確に制圧・検挙するための総合対処法及び逮捕術の訓練に重点を置くとともに、柔道・剣道についても逮捕術の術技の基礎となる技を中心に訓練を実施すること。

本通達については、令和3年9月6日から運用を開始することとし、「新型コロナウイルス感染症への感染防止を踏まえた職場教養における術科訓練の実施について(通達)」(令和3年3月16日付け警察庁丁人発第128号)は、廃止する。

### 【継続措置状況】

初回発出日：令和3年8月12日

(有効期間：令和5年3月31日)